

金融機関では故人名義の預金払戻請求は相続人全員の同意を求めている。払戻後に相続人間の紛争により二重払いの危険を避けるためとされている。では、相続人全員の同意が揃わない場合に各相続人は法定相続分に基づいて一部払戻請求ができるのか。各金融機関の対応は異なるが、概ね一部払戻請求は認めないのでトラブルが発生している。どのような解決策があるか。

①家庭裁判所に遺産分割調停申立を行う→相続人全員の合意で調停調書が作成されると払戻請求できる。しかし一人でも合意しなければ調停は却下や取下になるので結局払戻手続きできない場合が多い。②裁判で金融機関に対し法定相続分に

応じた金額の払戻請求をする→判例は原則的に預金が相続された場合は各相続分に応じて当然に分割承継するとしている。つまり同意なく当然に分割されると契約の内容により分割されない場合もある。

払戻請求について金融機関と判例の考え方が異なる所があるので、お悩みの方は専門家に相談下さい。

**遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他**

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可

☎079-561-2050

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>